

電気工事士法に基づく資格の交付申請時における添付書類の緩和に関するQ A集

| NO | 質問  | 回答  |
|----|---|---|
| 1  | <p>住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる書類とは、具体的にどのようなものがあるのか。</p>   | <p>ご提出いただく書類を元に資格証が作成されるため、申請者本人において当該書類に記載されている内容が正しい記載になっているかご確認ください。</p> <p>その上で、以下の書類のコピーが考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード（裏面不要）</li> <li>・運転免許証</li> <li>・住民票記載事項証明書 など</li> </ul> <p>が想定されます。</p> <p>ただし、書類作成後、パスポートや健康保険証等のように、申請者本人が、住所、氏名又は生年月日のいずれかを発行後、自ら記入・修正するようなものについては適当ではありません。</p> <p>この他、適当でないものの例としては、民間が発行する会員証等が考えられます。</p> |
| 2  | <p>住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる書類として、マイナンバーカードや運転免許証等のコピーが考えられるとのことであるが、住民票の写しのコピーを提出することでもよいか。</p> | <p>住民票の写しのコピーを提出いただくことでも問題ありません。</p>  |
| 3  | <p>国家資格証には、一度取得すれば更新が不要であり、有効期間又は有効期限が明記されていないものがあるが、この場合の有効期間又は有効期限の考え方を教えて欲しい。</p>        | <p>この場合には、提出先の機関が提出を受ける日前6ヶ月以内に作成されたものに限定されます。</p>  |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 4 | <p>提出先の機関が提出を受ける日<br/>前6ヶ月以内に作成されたもの<br/>とは、具体的にはいつ以降のもの<br/>に作成されたものが有効になる<br/>か。</p>      | <p>例えば、7月10日に提出先の機関が提出を受けた場合には、1月10日以降に作成されたものが有効です。</p>                 |
| 5 | <p>住所を変更しているが、住所、<br/>氏名及び生年月日を確認するに<br/>足りる書類として提出する書類<br/>には、変更前の住所が記載され<br/>ていてもよいか。</p> | <p>現在の申請者の情報が正確に記載されている書類を提出ください。</p>                                    |
| 6 | <p>マイナンバーカードのコピーを<br/>提出する場合、裏面もコピーす<br/>る必要があるか。</p>                                       | <p>マイナンバーカードの場合には、表面だけで住所、氏名及び生年月日を確認可能ですので、個人番号が記載されている裏面のコピーは不要です。</p> |